

第五十五号の五様式
則第二条の四関係

令和 年 月 日 群馬県みなかみ町長 殿	整理番号	
住所 〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑318	フリガナ	ミナカミ タロウ
	氏名	水上 太郎
	個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
電話番号 0278-25-5018	性別	男
	生年月日	昭和62年11月11日

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第17条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

赤枠で囲まれた部分を全て記入してください。すでに、入力してある部分については内容をご確認ください。誤りがあった場合は訂正してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられません。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和〇年〇月〇日	30,000円

2. 申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

(1) 地方申告書 確定申告書や住民税申告書を提出されない方であることを確認し、チェックをしてください。尚、医療費控除等で確定申告をされる方は特例申請の対象になりませんので、ご注意ください。

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、申告の特例対象年の1月1日からの寄附先が5自治体以下であることを確認し、チェックをしてください。

（切り取らないでください。）

令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
住所 群馬県利根郡みなかみ町後閑318	受付日付印
氏名 水上 太郎 殿	

整理番号:	受付団体名 群馬県みなかみ町
-------	-------------------

個人番号(マイナンバー)を記入してください。なお、

「特例申請書」を郵送する際には、下記の3パターンのうちいずれかの方法で書類をご用意ください。

①個人番号確認と、②本人確認ができる書類の写しを、必ずお送りください。【無い場合には、受け付けることができません！】

■確認書類～組み合わせパターンA～

- ①個人番号確認 = 個人番号カードの裏面(写し)
- ②本人確認 = 個人番号カードの表面(写し)

■確認書類～組み合わせパターンB～

- ①個人番号確認 = マイナンバー通知カード(写し) もしくは 住民票(マイナンバー記載あり)(写し)
- ②本人確認 = 運転免許証(写し)もしくはパスポート(写し)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育

■確認書類～組み合わせパターンC～

- ①個人番号確認 = マイナンバー通知カード(写し) もしくは 住民票(マイナンバー記載あり)(写し)
- ②本人確認 = 運転免許証、運転経歴証明書、パスポート(旅券)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書のいずれかの写し

※確認書類は、①個人番号確認と、②本人確認の両方が必要です。



※ 申告特例申請書は、対象年の翌年の1月10日までに返信用封筒で郵送してください！